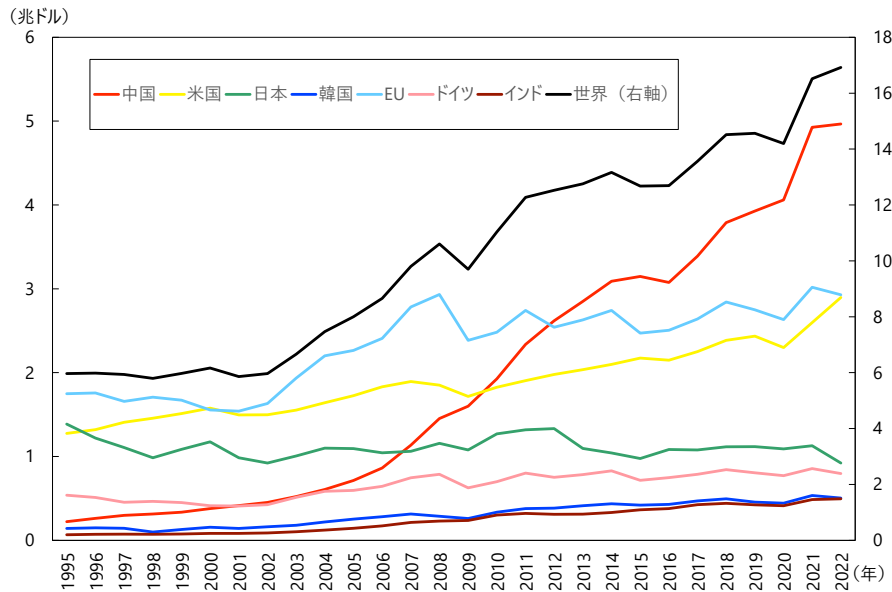


## 第4節 拡大する生産能力

### 1. 拡大する生産能力

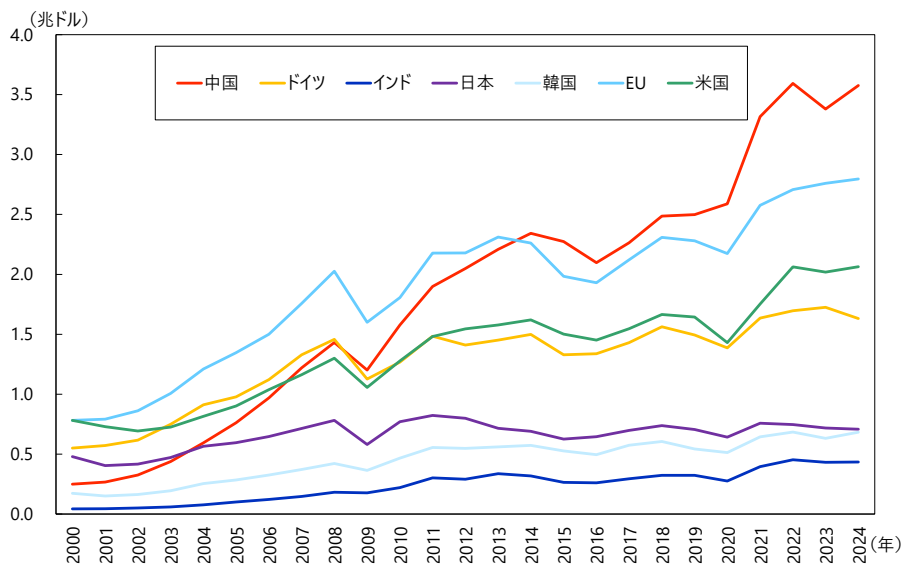
世界の製造業の付加価値生産額は拡大を続けており、2022年時点で2000年と比較して約2.7倍となっている（第1-1-4-1図）。その中で、中国の製造業付加価値が著しい増加を示している。2000年時点で中国のシェアは世界の約6%だったが、2022年時点では約29%を占めている。また、第1-1-4-2図は世界の財輸出の推移を示しているが、ここでも中国の輸出額は著しい増加を示している。

第1-1-4-1図 世界の製造業付加価値の推移



資料：OECD TiVA から作成。

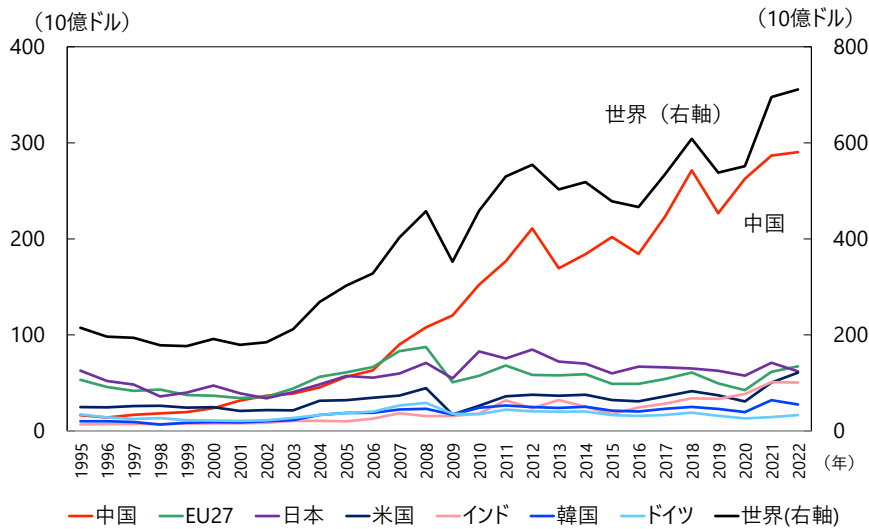
第1-1-4-2図 世界の財輸出額の推移



資料：UNCTAD から作成。

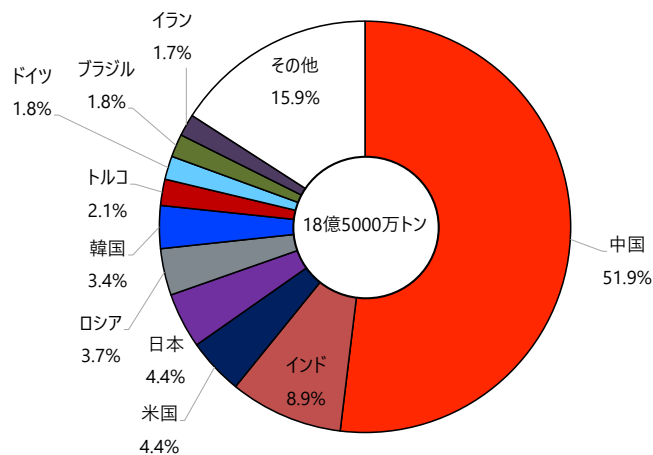
中国の製造業のうち、生産拡大が著しい例として鉄鋼を取り上げて詳しく見てみる。OECD の統計によれば、中国の鉄鋼業の付加価値生産額は急速に拡大し、2000 年代後半までに日本、米国、EU を追い越し、2022 年には世界の付加価値生産額の約 4 割、第 2 位の EU の約 4 倍の規模にまで成長した（第 1-1-4-3 図）。中国の生産規模を足下 2025 年の粗鋼生産量で見ると、世界の総生産約 18 億 5,000 万トンのうち、その半分を中国が生産している（第 1-1-4-4 図）。このように中国の生産拡大が急速であったこと、足下の生産規模が極めて大きいことから、中国の生産や輸出入の動向は、他の諸国にも大きな影響を与えることとなった。

第 1-1-4-3 図 主要国・地域の鉄鋼業付加価値生産額の推移



備考：EU は全期間にわたって 27 か国ベース。  
資料：OECD TIVA から作成。

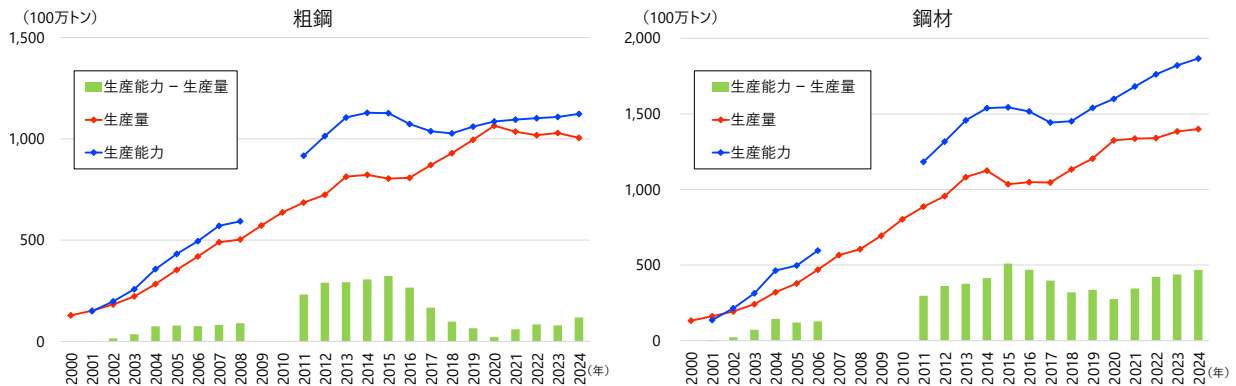
第 1-1-4-4 図 世界主要国の粗鋼生産量 (2025 年)



資料：世界鉄鋼連盟から作成。

それでは、中国の鉄鋼生産について、生産能力と実際の生産量の推移を見てみる。中国の鉄鋼の生産能力は、2010年代前半まで粗鋼、鋼材ともに増加基調で推移してきたが、2010年代中頃に頭打ちとなり、2010年代後半にかけて一旦減少に転じた(第1-1-4-5図)。しかし、2010年代末からは再び増加に転じて現在に至っている。この間、実際の生産量も似たような動きをしているが、2020年代に入って粗鋼の生産は頭打ち、鋼材は緩やかな生産増が続いているように見える。この生産能力と生産量との差は生産能力の余剰能力とも考えられるが、近年は再びこの余剰能力が拡大する様子が見える。

第1-1-4-5図 中国の鉄鋼の生産量と生産能力の推移

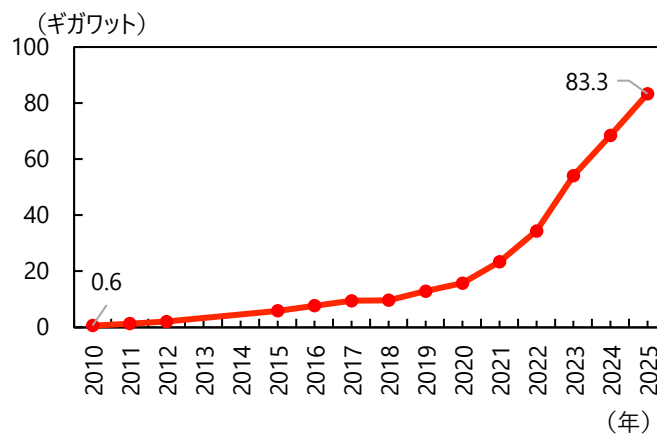


備考：2000年代後半に生産能力の統計が公表されなかった時期がある。

資料：中国国家统计局、CEIC database から作成。

また、太陽電池も著しく生産が拡大してきた。第1-1-4-6図は中国の太陽電池生産量の推移を示しているが、2010年以降、急激に生産量が増加しており、2010年から2025年まででおよそ140倍に増加した。

第1-1-4-6図 中国の太陽電池の生産量の推移

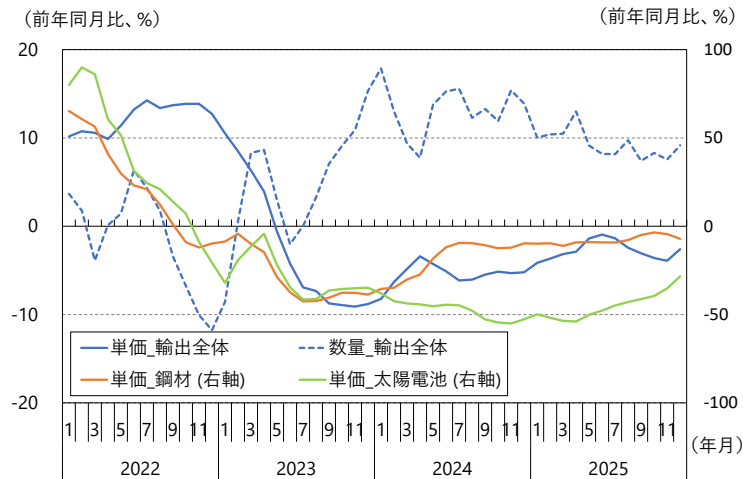


備考：2013年、2014年はデータ無し。

資料：中国国家统计局から作成。

このような中国の生産拡大が輸出の面でどう現れているか見てみる。近年の中国の輸出動向を中国海関総署（税関）が公表している貿易指数を基に、数量、価格の両面から表示したのが第1-1-4-7図である。輸出全体の数量指数は2023年中頃から前年同月比でプラスに転じる一方で、単価指数はマイナスに転じ、価格は前年割れとなっている。月ごとの変動はあるものの、ならして見ればこのような状況は基本的に2025年末まで続いている。さらに個別品目について、輸出額と輸出数量から平均輸出単価を計算すると、鋼材、太陽電池でマイナスが続いている。

第1-1-4-7図 中国の輸出単価・数量の推移



備考：輸出全体は中国海関総署が公表する総合指数。鋼材、太陽電池は、各月の輸出額、輸出数量（トン、個）から計算した平均輸出単価。いずれも3か月移動平均で前年同月比を計算。人民元ベース。  
資料：中国海関総署、CEIC database から作成。

こうした生産の拡大を背景とした輸出の増加は、国際的な懸念にもつながっている。足下においても、2025年11月18日の米連邦議会の諮問委員会「米中経済・安全保障調査委員会」で発行された年次報告書において、中国の過剰生産の問題点を「チャイナショック2.0」として取り上げており、中国の過剰生産への懸念を示している<sup>12</sup>。また、米国のみならず、欧州についても、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が2025年7月に北京で開かれたEU・中国サミットにおいて中国の過剰生産能力への懸念を述べている<sup>13</sup>。

このような状況の中、近年、WTO加盟国による貿易救済措置の新規調査の頻度が増している。以下では、貿易救済措置の概要、近年の新規調査の動向、既存制度や運用の変更などの動向について概観する。

<sup>12</sup> U.S.-China Economic and Security Review Commission, *2025 Annual Report to Congress*, <https://www.uscc.gov/annual-report/2025-annual-report-congress> (2026年3月31日閲覧)。

<sup>13</sup> Delegation of the European Union to the People's Republic of China, *Statement by President von der Leyen at the joint press conference with President António Costa following the EU-China Summit in Beijing*, [https://www.eeas.europa.eu/delegations/china/statement-president-von-der-leyen-joint-press-conference-president-ant%C3%B3nio-costa-following-eu-china\\_en](https://www.eeas.europa.eu/delegations/china/statement-president-von-der-leyen-joint-press-conference-president-ant%C3%B3nio-costa-following-eu-china_en) (2026年3月31日閲覧)。

## 2. 貿易救済措置の概要

自由貿易の推進を目的とした国際協定（関税及び貿易に関する一般協定（GATT））を引き継ぐ形で、1995年に発効したWTO協定は、GATTと同様に、「内国民待遇」と「最恵国待遇」を国際貿易における基本原則として位置付けている。前者は、輸入品に適用される待遇は、関税その他の課徴金を除き、同種の国内産品に対するものと差別的であってはならないとする原則<sup>14</sup>で、後者は、輸出入について、いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国に対して与えなければならないとする原則<sup>15</sup>である。また、関税については、関税交渉で設定・約束した譲許税率の下で、税率は現状維持か、将来的に引き下げることとされており、一方的な引上げは、原則として認められていない（関税譲許）<sup>16</sup>。

これらの原則に対し、特定の状況において、国内産業を保護・救済するために設けられた措置が、「貿易救済措置<sup>17</sup>」と呼ばれている措置で、一般的に、アンチダンピング（AD）措置、補助金相殺関税（CVD）措置、セーフガード（SG）措置と呼ばれる三つの措置を指している。前者二つは、輸出国の国内向け販売価格より不当に低い価格で輸入された産品、又は特定性のある補助金により利益を受けて輸入された産品から、国内産業が受けた不利益（実質的な損害）又は受けるおそれを是正するため、特定の対象国・地域に対して採られる措置で、後者は、特定の製品の輸入が急増して国内産業に重大な損害を与え、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、一時的に輸入を抑制するため、全ての国・地域から輸入される同産品に対して採られる措置、となっている。三つの措置とも、特定の要件を満たすことが調査当局の調査<sup>18</sup>によって明らかになった場合には、関税譲許の例外として、通常関税のほかに割増関税を賦課することができる措置<sup>19</sup>である。自由、無差別、互恵を原則としたGATTの条文の中に、アンチダンピング措置のような例外的な規定が組み込まれた理由について、柴山（2005）は、他国の産業に損害を与えるような経済行為は望ましくないものと考えられていたため、輸入国の国内産業を保護する目的にとどまらず、違反企業に対して制裁措置を課すことで、これらの望ましくない経済行為を行うことが費用のかかる行為であることを知らしめ、その発生を抑えることが企図されたと述べている。

各国は、WTO協定及び同協定を踏まえて独自に制定した国内法に基づき、同措置を運用しているが、同協定は、各国の制度設計において一定の裁量を認めており、各国の運用は一樣ではない。後述する迂回防止措置なども、その一例である。

<sup>14</sup> GATT 第3条。

<sup>15</sup> GATT 第1条、第3条7項、第5条、第13条及び第17条。

<sup>16</sup> GATT 第2条。

<sup>17</sup> GATT 第6条、1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（アンチダンピング協定）、補助金及び相殺措置に関する協定、GATT 第19条、セーフガードに関する協定。日本では、「特殊関税制度」と呼ばれている。詳細については、経済産業省や税関のウェブサイト等を参照。

<sup>18</sup> 日本の調査当局は、財務省、経済産業省及び当該産品の産業を所管する省。AD調査、CVD調査は、原則1年（最長18か月）。

<sup>19</sup> セーフガード措置に関しては、輸入の数量制限も可能。なお、同措置は、一定の制限の下、措置発動国は関係輸出国に補償を提供することが求められ、そうでない場合は輸出国によるリバランス措置発動が認められる（2025年版不正貿易報告書）。

近年起きている過剰生産や不公正な貿易への対応として、貿易救済措置では不十分だとの声<sup>20</sup>も聞かれるが、上述したとおり、WTO加盟国による同措置の調査開始件数は増加している。ある国が貿易救済措置を発動すると、当該国から締め出された製品がその他の国に流入し、流入が起こった国でも貿易救済措置を発動するといった連鎖が起こる一方、貿易救済措置を発動しない国へは、締め出された安価な製品が流れ込む事態も想定される。また、一度発動された措置は、長期化する傾向にあることから、自国が調査対象になっても、他国の貿易救済措置の動向を把握しておくことは肝要である。

我が国としても、現行の国際貿易の仕組みの下で貿易を行う以上、この貿易ルールの性質や成立の背景を正しく把握し、必要なときには、利用可能な手段を、時機を逸せずに活用し、適切かつ効果的な措置を講じることが欠かせない。なお、一般的に、調査は国内生産者等からの申請を受けて開始する<sup>21</sup>ため、当該制度及びその背景の理解を産業界に深めてもらうことが大変重要である<sup>22</sup>。近年、我が国が調査対象国に含まれるケースも増えており、当該制度及びその背景の理解は、自社が他国の貿易救済措置の調査対象となった場合等に、迅速な対応を取る上でも欠かせないものとなっている。

一方、同措置は、調査が開始されるだけでも、将来、割増関税が賦課されるおそれが生じるなど、輸出者に多大な影響を及ぼす措置であり、濫用を防止するための国際ルールの環境整備、そして各国調査当局の調査が当該ルールの下で精査した調査であることは、今後も引き続き重要である。日本政府としても、国際ルールの環境整備や調査に要する十分な体制を確保することが不可避である。

### 3. WTO加盟国の新規調査の動向

WTO（2025）によると、2024年10月中旬～2025年10月中旬までの一年間に、WTO加盟国が新たに調査を開始した貿易救済措置の件数は387件で、月平均32.3件と2020年及び2024年の同期間の月平均36.1件、37.3件からは減少したが、引き続き高い水準だった。そのうちの94%超はG20諸国による調査で、82.2%がアンチダンピング措置の調査だった。同期間に開始した新規調査により、世界の財輸入額の0.4%が影響を受けたと推計している。なお、同期間に終了した貿易救済措置は137件で月平均11.4件と、2012年以降の最低水準と同程度の水準だった。

<sup>20</sup> USTR, *Remarks by Assistant U.S. Trade Representative Sushan Demirjian at the Global Forum on Steel Excess Capacity*, <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2024/october/remarks-assistant-us-trade-representative-sushan-demirjian-global-forum-steel-excess-capacity> (Accessed 31 March 2026) .

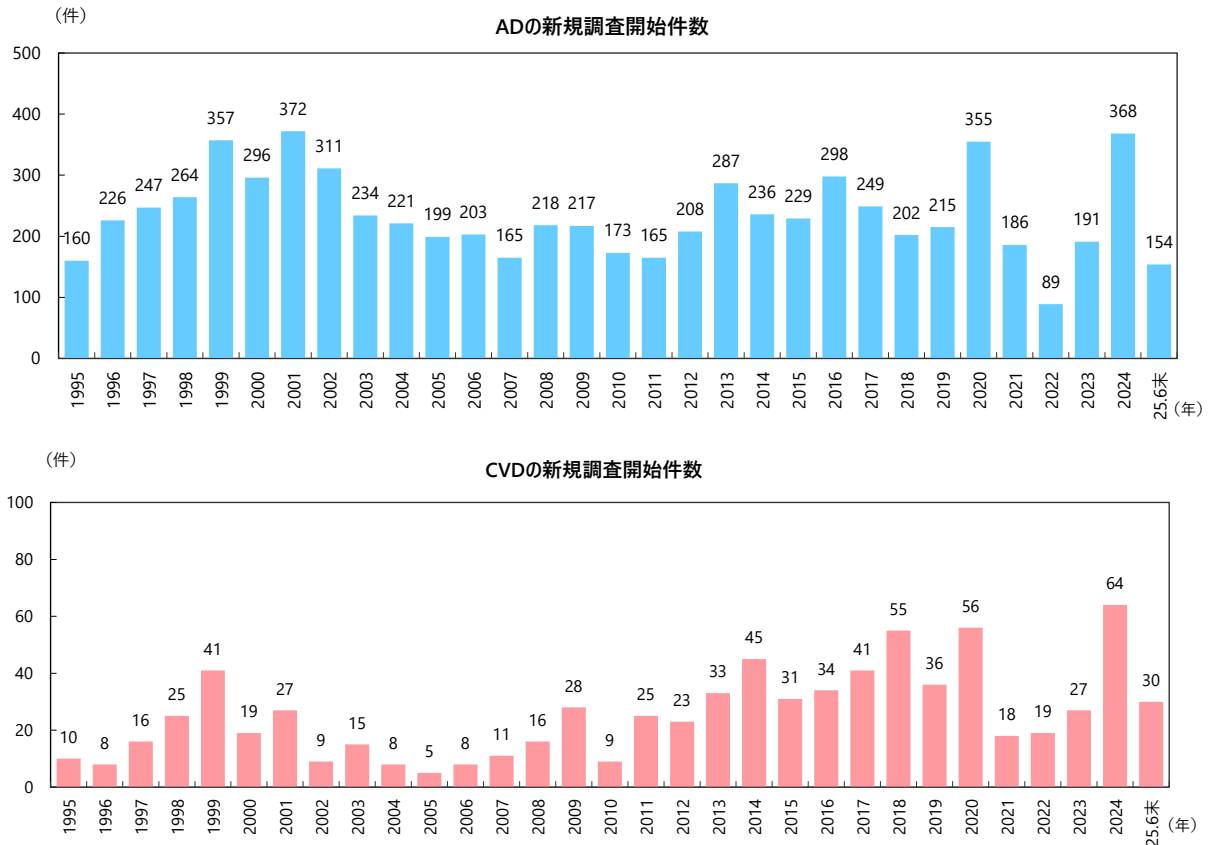
<sup>21</sup> 日本でも、法令上、国内生産者の申請を得ずに、政府が職権でAD調査又はCVD調査を開始することは可能だが、事例はない（2026年3月時点）。

<sup>22</sup> 同措置の理解を深めてもらうため、財務省（税関）及び経済産業省は、各種ウェブサイトやパンフレットの提供、制度の説明会等を実施している。

(1) アンチダンピング（AD）措置及び補助金相殺関税（CVD）措置<sup>23</sup>

近年のAD及びCVD措置の新規調査開始件数<sup>24</sup>を見ると、AD調査は、2022年に89件にまで減少した後、増加傾向に転じ、2024年には、368件にまで件数が増加した。一方のCVD調査は、そもそも補助金情報の入手が困難であるなど、申請のハードルが高いとも言われており<sup>25</sup>、ADの新規調査件数と比べると件数が一桁少ないが、2021年、2022年では20件以下だった件数が、2024年には64件にまで増加した（第1-1-4-8図）。

第1-1-4-8図 AD及びCVDの新規調査開始件数



資料：WTO Trade Remedies Data Portal から作成。

1995年から2025年6月末までの新規調査開始件数の合計を国・地域別で見ると、AD調査は、インドが最も多く、次いで、米国、EUとなっているが、ブラジル、アルゼンチンなどの新興国も上位となっている（第1-1-4-9図）。アンチダンピングの新規調査が多い新興国上位4か国（インド、ブラジル、アルゼンチン、中国）を合計した件数を時系列で見ると、2024年は130件（同年の米国とEUの新規調査案件の合計は94件）と前年の59件から二倍超の増加となった（第1-1-4-10図）。

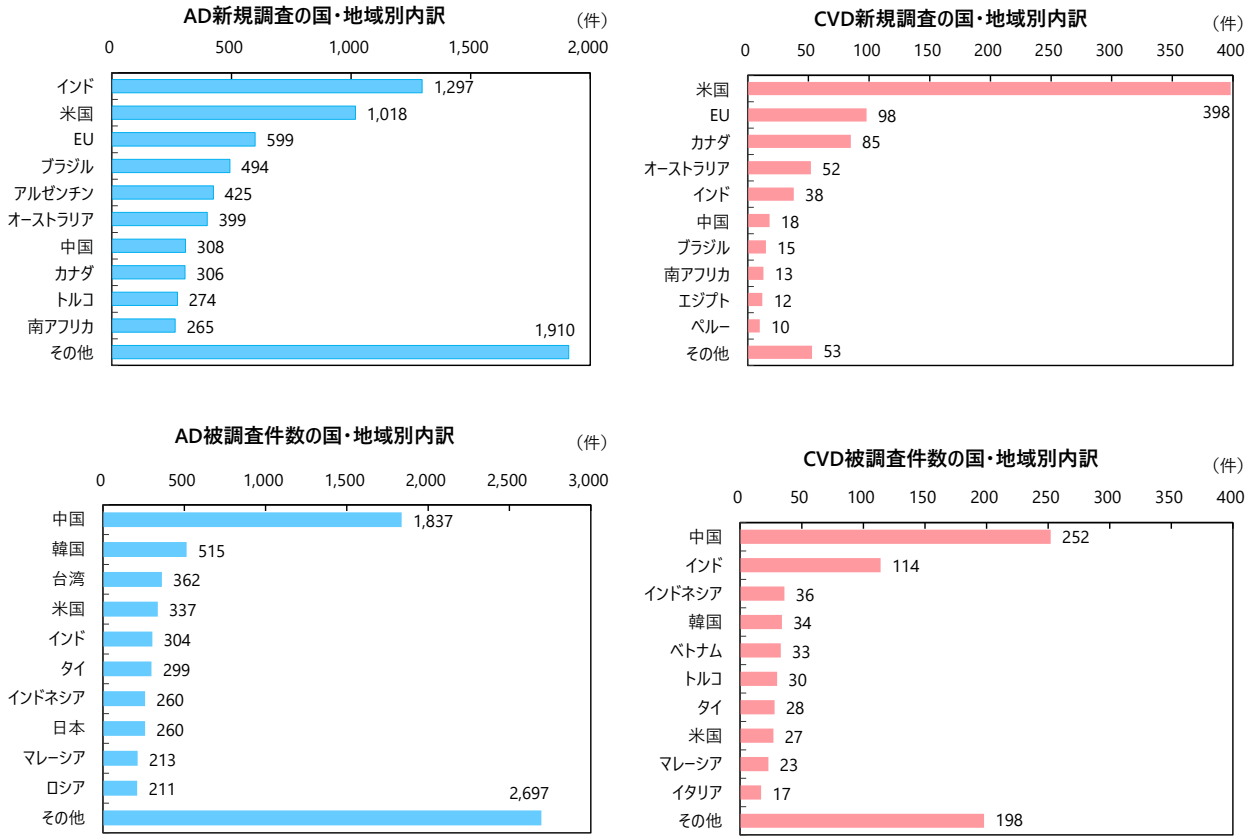
CVD調査は、米国の新規調査件数が398件と圧倒的に多く、全729件の半数以上を占めている（第1-1-4-9図）。なお、被調査対象国・地域は、両調査とも中国が一位となっている。

<sup>23</sup> 同じ産品、同じ対象国・地域に対して、ADとCVDの両調査が実施される場合がある。

<sup>24</sup> 一つの調査で対象国が複数国・地域の場合は、対象国・地域の数で数えられている。

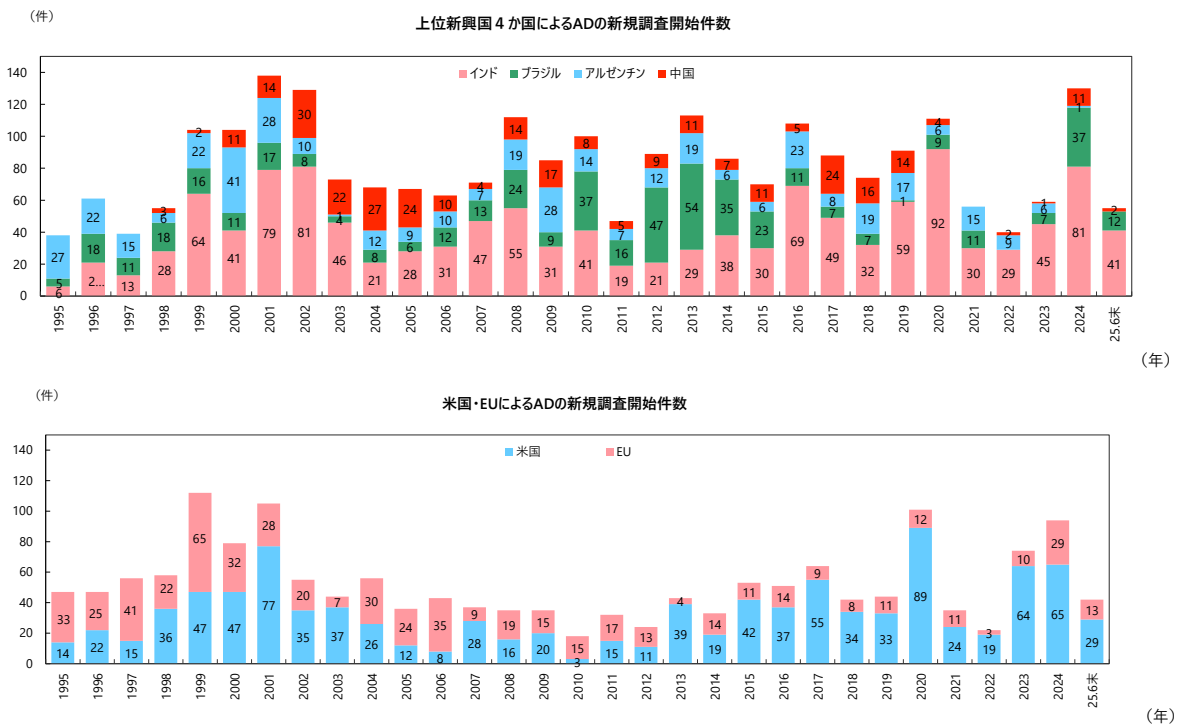
<sup>25</sup> 経済産業省（2022）

第1-1-4-9 図 新規調査の国・地域別内訳



備考：1995年～2025年6月末までの新規調査の合計件数の国・地域別内訳。  
資料：WTO Trade Remedies Data Portal から作成。

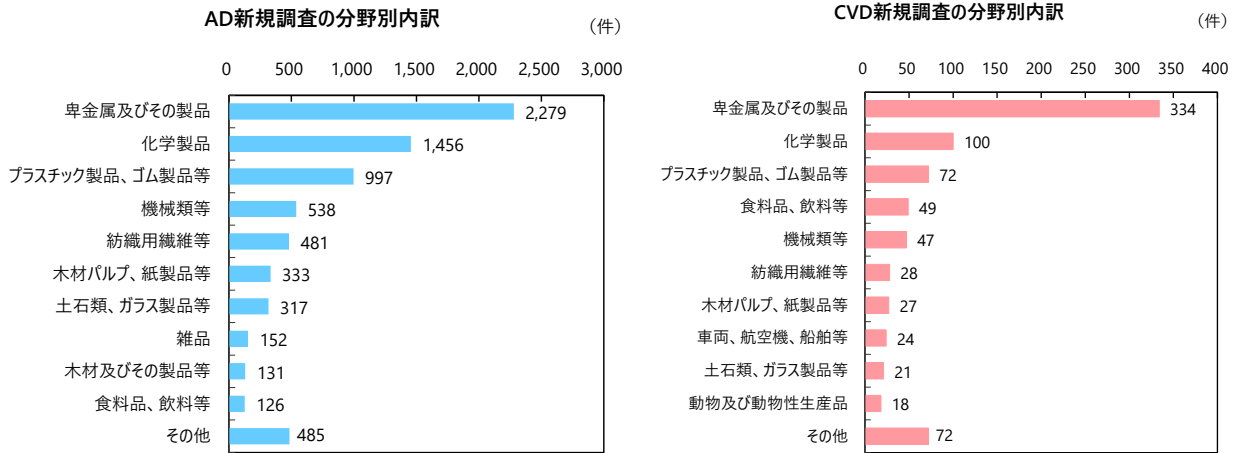
第1-1-4-10 図 AD 調査開始件数の多い新興国及び米国・EU の新規調査開始件数の推移



資料 WTO Trade Remedies Data Portal から作成。

分野別で見ると、両調査とも HS 第 72 類の鉄鋼を含む HS 第 15 部の卑金属及びその製品、第 6 部の化学製品、第 7 部のプラスチック製品、ゴム製品等が上位となっている（第 1-1-4-11 図）。

第 1-1-4-11 図 新規調査の分野別内訳

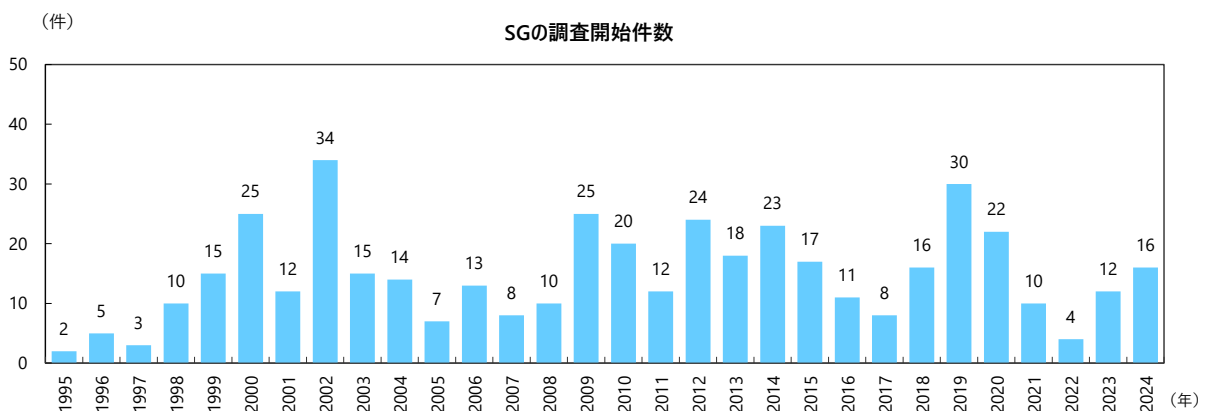


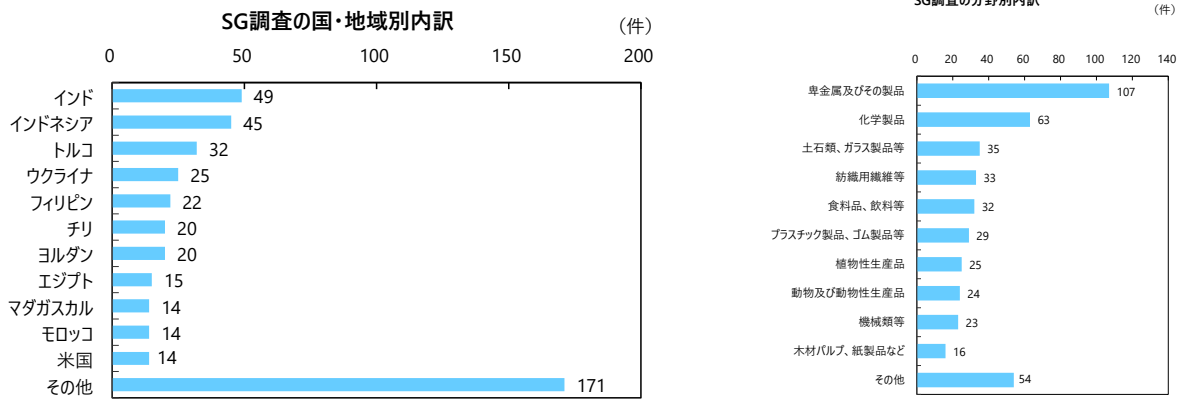
備考：1995 年～2025 年 6 月末までの新規調査の合計件数の分野別内訳。  
資料：WTO Trade Remedies Data Portal から作成。

## (2) セーフガード (SG) 措置

セーフガード措置の新規調査開始件数は、2022 年に 4 件まで減少した後、再び上昇傾向となっている。1995 年以降の調査開始件数の合計を国別に見てみると、インド、インドネシアを筆頭に、新興国の件数が多くなっている。分野別では、AD 及び CVD 調査と同様に、HS 第 72 類の鉄鋼を含む HS 第 15 部の卑金属及びその製品、そして第 6 部の化学製品が上位を占めている（第 1-1-4-12 図）。

第 1-1-4-12 図 新規調査開始件数及び国・地域、分野別内訳





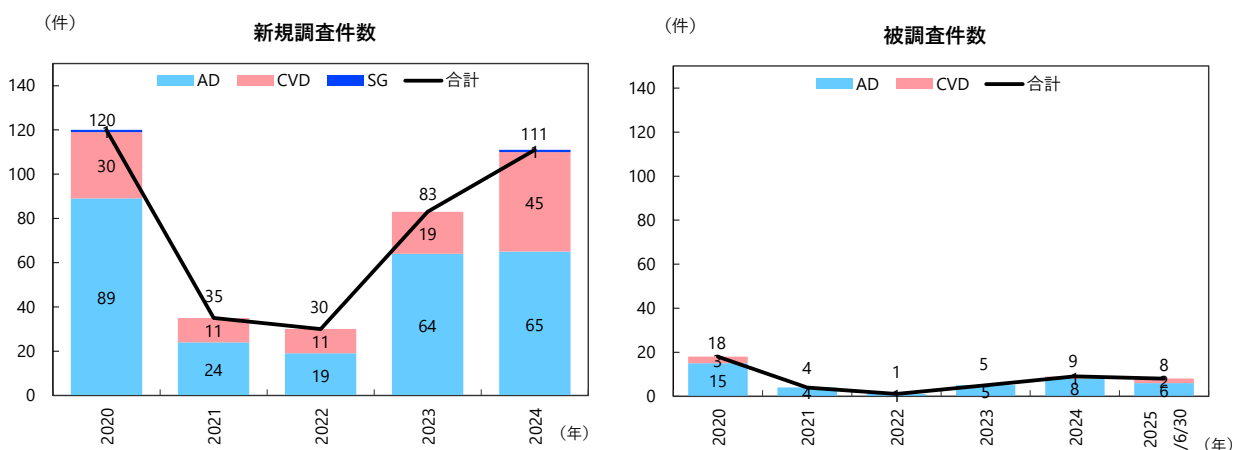
備考：下段は、1995年～2024年までの新規調査の合計件数の国・地域別、分野別内訳。  
資料：WTO Data から作成。

#### 4. 欧米の新規調査の動向

次に、米国及びEUの近年の新規調査の動向を見ていく。

米国が、2024年に新たに調査を開始した案件は111件（AD調査65件、CVD調査45件、SG調査1件）で、前年の83件から増加した。内訳を見ると、特にCVD調査が、前年の19件から45件と二倍超の増加となった。分野別で見ると、一番多かったのは、化学製品の30件（AD調査18件、CVD調査11件、SG調査1件）で、次いで貴金属及びその製品の29件（AD調査18件、CVD調査11件）だった。調査対象の国・地域別では、対中国の28件（AD調査14件、CVD調査14件）が最も多く、次いで対インドの16件（AD調査8件、CVD調査8件）だった<sup>26</sup>。一方、米国が同年、他国の新規調査の対象となった件数（被調査件数）は9件と、米国が新たに調査した件数と比較すると、極めて少なかった（第1-1-4-13図）。

第1-1-4-13図 米国の新規調査・被調査件数

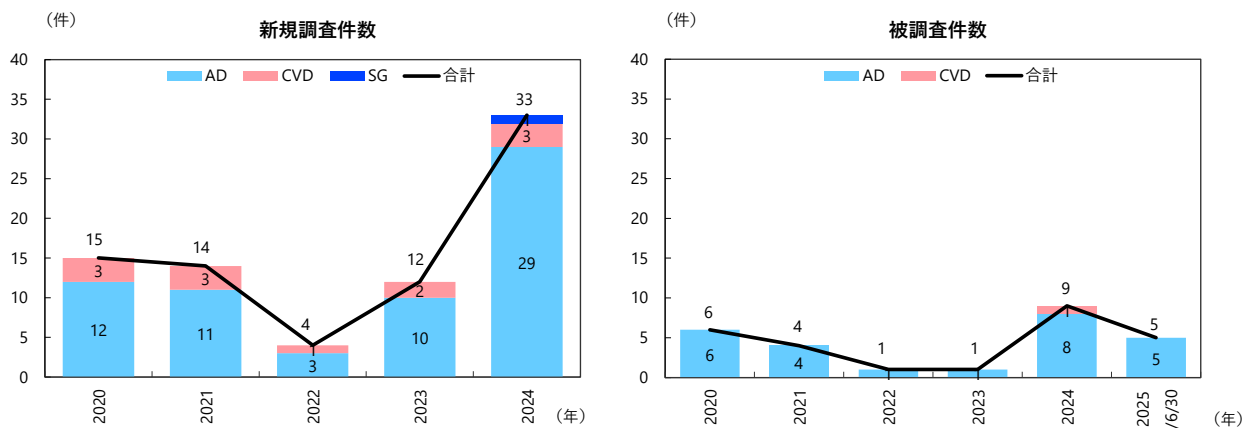


備考：SGは、特定国・地域対象の調査ではないので、右データには含まれていない。  
資料：WTO Trade Remedies Data Portal 等から作成。

<sup>26</sup> WTO, *Trade Remedies Data Portal*, <https://trade-remedies.wto.org/en> (Accessed 31 March 2026).  
WTO, *WTO Data*, <https://data.wto.org/en/dataset/safeguards> (Accessed 31 March 2026).

EUが2024年に新たに調査を開始した案件は33件（AD調査29件、CVD調査3件、SG調査1件）で前年の12件から急増し、2006年以降で最も多かった。分野別で見ると、一番多かったのは化学製品の13件（AD調査）で、次いで卑金属及びその製品が9件（AD調査8件、SG調査1件）だった。化学製品に対する調査が増えた背景には、中国の同分野における過剰生産に加え、コロナ政策の終了やコンテナ不足など物流制約の解消などが関係している可能性があるとして、欧州委員会は分析している<sup>27</sup>。調査対象の国・地域別では、対中国の20件（AD調査19件、CVD調査1件）が最も多く、次いでインド、韓国、台湾が各2件（AD調査各2件）だった<sup>28</sup>。なお、同年、EUが他国の新規調査の対象となった件数（被調査件数）は9件だった（第1-1-4-14図）。

第1-1-4-14 図 EUの新規調査・被調査件数



備考：SGは、特定国・地域対象の調査ではないので、右データには含まれていない。  
資料：WTO Trade Remedies Data Portal 等から作成。

## 5. 中国の新規調査の動向

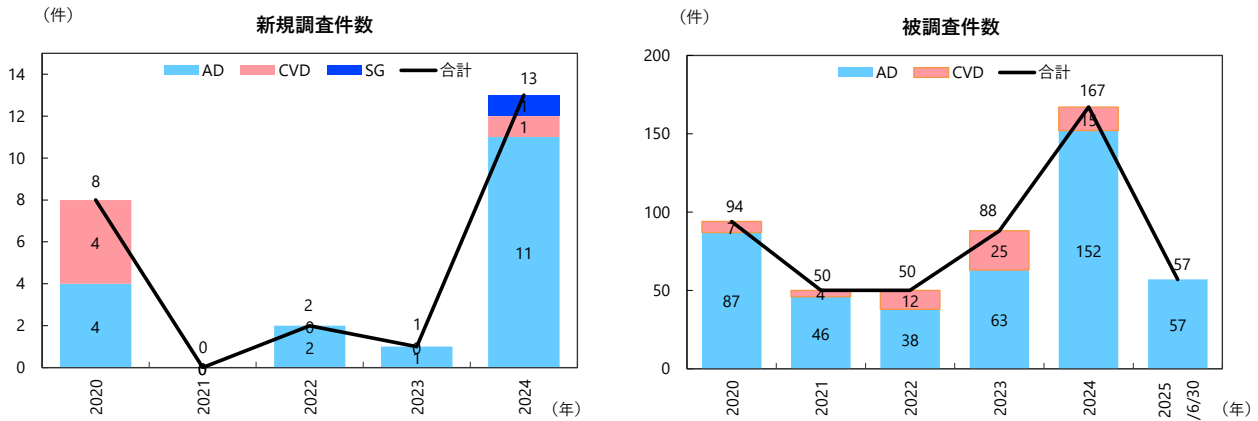
中国が2024年に新規調査を開始した案件は13件（AD調査11件、CVD調査1件、SG調査1件）と前年の1件から大幅に増加した。分野別では、プラスチック製品・ゴム製品等が7件（AD調査）と多かった。調査対象の国・地域別では、一番多かったのは対EUで4件（AD調査3件、CVD調査1件）、次いで対カナダ、対インド、対日本が各2件（AD調査各2件）だった<sup>29</sup>。同年、中国が他国の新規調査の対象となった件数（被調査件数）は167件（AD調査152件、CVD調査15件）と、88件だった前年から二倍超の増加となった（第1-1-4-15図）。

<sup>27</sup> European Commission (2025), “43rd Annual Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the EU’s Anti-Dumping, Anti-Subsidy and Safeguard activities and the Use of Trade Defence Instruments by Third Countries targeting the EU in 2024”, [https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=COM\(2025\)428&lang=ja28\\_0.pdf](https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=COM(2025)428&lang=ja28_0.pdf) (Accessed 31 March 2026) .

<sup>28</sup> WTO, *Trade Remedies Data Portal*, <https://trade-remedies.wto.org/en> (Accessed 31 March 2026) .  
WTO, WTO Data, <https://data.wto.org/en/dataset/safeguards> (Accessed 31 March 2026) .

<sup>29</sup> WTO, *Trade Remedies Data Portal*, <https://trade-remedies.wto.org/en> (Accessed 31 March 2026) .  
WTO, WTO Data, <https://data.wto.org/en/dataset/safeguards> (Accessed 31 March 2026) .

第 1-1-4-15 図 中国の新規調査・被調査件数



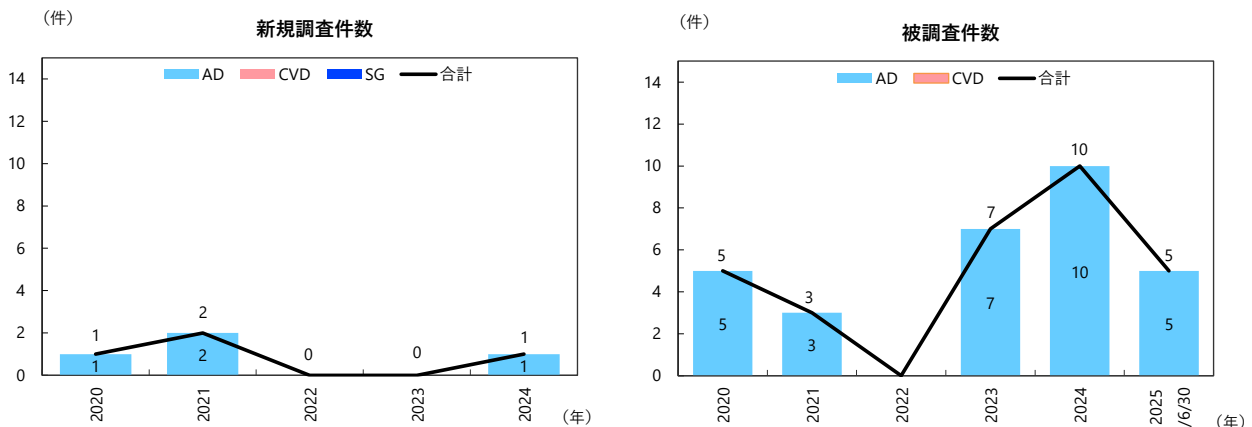
備考：SG は、特定国・地域対象の調査ではないので、右データには含まれていない。

資料：WTO Trade Remedies Data Portal 等から作成。

## 6. 日本の新規調査の動向

日本の 2024 年の新規調査件数は AD 調査の 1 件で、中国産の黒鉛電極に対する調査<sup>30</sup>だった。なお、同年に他国の新規調査の対象となった件数（被調査件数）は 10 件だった（第 1-1-4-16 図）。上述したとおり、近年、世界各国の中国に対する新規調査が急増している。中国が調査対象となっている鉄鋼や化学品など素材系の産品は、日本の輸出品目でもあるため、日本も巻き込まれる形で対象国に含まれるケースが増えている。

第 1-1-4-16 図 日本の新規調査・被調査件数



備考：SG は、特定国・地域対象の調査ではないので、右データには含まれていない。

資料：WTO Trade Remedies Data Portal 等から作成。

## 7. 既存制度や運用の変更などの動向

前述したとおり、各国は、WTO 協定及び同協定を踏まえて制定した国内法に基づき、貿易救済措置を運用しているが、各国の運用は一様ではない。そのため、企業活動がグロー

<sup>30</sup> 経済産業省、中華人民共和国産黒鉛電極、

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/kokuendenkyoku/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/kokuendenkyoku/index.html) (2026 年 3 月 31 日閲覧)。

バルに展開する中で、制度上、公平な競争条件（Level Playing Field）が揃わない状況も生じ得る。

欧米を始め、各国は、近年の貿易環境等に適合させるため、既存制度や運用の変更、体制の強化を図っている。近年では、米国が、2025年1月、貿易救済措置の執行面に関する既存の措置や運用の明確化などを含む30か所に及ぶ全般的な改正を行い、既存制度の執行を強化した<sup>31</sup>。欧州委員会は、過剰生産を含む不公正な商慣習に対抗するため、2024年10月から、従来は暫定措置が発動された後に登録されていた調査対象品目の輸入動向が、調査開始段階で自動的に登録される仕組みとした<sup>32</sup>。産業界の負担軽減に加え、暫定又は最終措置前の急激な輸入増加の検知や関税措置を遡及して発動する可能性をも視野に入れている。韓国は、2025年1月に迂回防止措置を施行し、同年3月には、グローバルな供給過剰によりもたらされる低価格製品の韓国への流入から国内産業を保護し、貿易救済機能を大幅に強化することを目的として、貿易委員会の組織を改編した。同改編により、量的質的な能力を向上させ、増加する調査に迅速に対応するため、二つの部の新設や増員、調査技法の高度化を企図している<sup>33</sup>。

近年、迂回防止の調査も増加している。米国では、2019～2023年の五年間で約60件、EUでは、同期間に約20件の迂回防止調査が実施された<sup>34</sup>。直近では、米国が、ベトナム及びタイで完成された使い捨てのアルミニウム製品が中国産の同製品に課した貿易救済措置を回避している可能性があるとして、2025年7月に、AD及びCVD措置両方の迂回防止調査を開始<sup>35</sup>した。EUも、同年同月、中国産の部品を輸入してEUで組み立て・完成した可鍛鋳鉄製の管継手が、中国産の同製品に対するAD措置の迂回行為に該当するかにつ

<sup>31</sup> Department of Commerce, *Regulations Enhancing the Administration of the Antidumping and Countervailing Duty Trade Remedy Laws*, <https://www.federalregister.gov/documents/2024/12/16/2024-29245/regulations-enhancing-the-administration-of-the-antidumping-and-countervailing-duty-trade-remedy> (Accessed 31 March 2026) .

<sup>32</sup> European Commission, *Commission to register imports of all products under trade defence investigations in bid to fight unfair competition*, [https://policy.trade.ec.europa.eu/news/commission-register-imports-all-products-under-trade-defence-investigations-bid-fight-unfair-2024-09-24\\_en#:~:text=2%20min%20read-,Commission%20to%20register%20imports%20of%20all%20products%20under%20trade%20defence,the%20imposition%20of%20the%20measures](https://policy.trade.ec.europa.eu/news/commission-register-imports-all-products-under-trade-defence-investigations-bid-fight-unfair-2024-09-24_en#:~:text=2%20min%20read-,Commission%20to%20register%20imports%20of%20all%20products%20under%20trade%20defence,the%20imposition%20of%20the%20measures) (Accessed 31 March 2026) .

<sup>33</sup> The Ministry of Trade, Industry and Resources, *통상방어기능 강화를 위한 '무역위원회' 확대 개편*, 2025/03/10, <https://www.motir.go.kr/kor/article/ATCL3f49a5a8c/170257/view?mno=&pageIndex=3&rowPageC=0&displayAuthor=&searchCategory=0&schClear=on&startDtD=&endDtD=&searchCondition=1&searchKeyword=> (Accessed 31 March 2026) .

<sup>34</sup> 財務省、*不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設*、2024/11/26、[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/customs\\_foreign\\_exchange/sub-of\\_customs/proceedings\\_customs/material/20241126/kana20241126siryo4-1.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20241126/kana20241126siryo4-1.pdf) (Accessed 31 March 2026)。

<sup>35</sup> Department of Commerce, *Disposable Aluminum Containers, Pans, Trays, and Lids From the People's Republic of China: Initiation of Circumvention Inquires on the Antidumping and Countervailing Duty Orders*, <https://www.federalregister.gov/documents/2025/07/11/2025-12976/disposable-aluminum-containers-pans-trays-and-lids-from-the-peoples-republic-of-china-initiation-of> (Accessed 31 March 2026) .

いて調査を開始<sup>36</sup>している。同年9月には、中国が米国を原産地とする一部の光ファイバー製品に対し、初の迂回防止措置を発動した<sup>37</sup>。

迂回に関しては、問題であることは認識されているものの、WTO協定等の条約において、迂回の定義やそれに対処するための措置を定めた規定は存在しない。一方、独自の制度を導入している国は多く、G20のうち、迂回防止制度を有していないのは、日本とインドネシアの二か国となっていた。これまでの我が国の制度では、アンチダンピング関税（我が国の法令上は「不当廉売関税」）の迂回への対応が必要な場合、関税率法に基づき、改めてアンチダンピング関税の新規調査を行う必要があるなど、不当な迂回行為に迅速かつ適切に対処できないと指摘されていた。

このような状況の中、2024年8月、経済産業省は、迂回防止制度の創設を正式に提案し、同提案は、関税・外国為替等審議会・関税分科会にて議論されることとなった。翌年8月にも同様の提案がなされ、同年12月、同分科会において、「我が国の実情も踏まえつつ、迂回に対する迅速な救済及び抑止を可能とし、AD関税制度の実効性を高めるとともに、WTO協定の目的・趣旨に沿った形で制度設計を行うこととすることが適当」である旨が盛り込まれた答申が示された。これを踏まえ、2026年2月、迂回防止制度の創設を含む「関税率法等の一部を改正する法律案」が閣議決定の上、第221回国会に提出され、衆議院及び参議院での審議を経て可決・成立、同年4月1日に施行された<sup>38</sup>。

---

<sup>36</sup> European Commission, *COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2025/1448 of 15 July 2025 initiating an investigation concerning possible circumvention of the anti-dumping measures imposed by Implementing Regulation (EU) 2019/1259 on imports of threaded tube or pipe cast fittings of malleable cast iron, originating in the People's Republic of China and Thailand by imports of unthreaded tube or pipe cast fittings of malleable cast iron originating in the People's Republic of China and making such imports subject to registration*, [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L\\_202501448](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202501448) (Accessed 31 March 2026) .

<sup>37</sup> 中華人民共和國商務部、*商務部公告 2025 年第 48 号 公布对原产于美国的进口相关截止波长位移单模光纤反规避调查的裁决*, [https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art\\_b2c4d06f333445a99dcc6cf1bb75bb5b.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_b2c4d06f333445a99dcc6cf1bb75bb5b.html) (2026年3月31日閲覧)。

<sup>38</sup> AD措置の迂回防止制度の概要については、右記を参照されたい（経済産業省、*アンチダンピング（AD）措置の迂回防止制度の概要*、2026/04、[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/trade-remedy/petition/data/2604\\_AD\\_Circumvention.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/petition/data/2604_AD_Circumvention.pdf)）。